

Ⅱ 田辺市教育委員会

1. 田辺市教育委員



野田教育長



碓井教育長職務代理者



高橋委員



西川委員



坂本委員

職 名	氏 名	教育委員就任年月日
教 育 長	野 田 泰 輔	令和 6 年 7 月 2 0 日
教育長職務代理者	碓 井 聖 二	令和 元年 7 月 2 0 日
委 員	高 橋 恵 美	平成 2 8 年 3 月 2 5 日
委 員	西 川 哲 司	平成 2 9 年 7 月 2 0 日
委 員	坂 本 真 理	令和 6 年 7 月 2 0 日

2. 歴代教育委員・教育委員長・教育長

歴 代 教 育 委 員

氏 名	委員就任期間		在職年数	備 考
	就任年月日	退任年月日		
廣 本 喜 亮	平成17年 5月 1日	平成28年 7月19日	11年2月	
鈴 木 直 孝	平成17年 5月 1日	平成19年 7月19日	2年2月	
高 根 佐 男	平成17年 5月 1日	平成17年 7月19日	0年2月	
濱 中 ヒロ子	平成17年 5月 1日	平成17年 7月19日	0年2月	
愛 須 恒 藏	平成17年 5月 1日	平成18年 7月19日	1年2月	
小 幡 淳 美	平成17年 7月20日	平成21年 7月19日	4年	
磯 崎 美佐子	平成17年 7月20日	平成21年 7月19日	4年	
中 村 久仁生	平成18年 7月20日	平成30年 7月19日	12年	
向 井 孝	平成19年 7月20日	令和元年 7月19日	12年	
玉 置 信 彦	平成21年 7月20日	平成29年 7月19日	8年	
羽 根 千恵子	平成21年 7月20日	平成25年 7月19日	4年	
松 上 京 子	平成25年 7月20日	平成28年 2月29日	2年7月	
高 橋 恵 美	平成28年 3月25日			
森 治 子	平成28年 7月20日	令和 6年 7月19日	8年	
西 川 哲 司	平成29年 7月20日			
碓 井 聖 二	令和元年 7月20日			
坂 本 真 理	令和 6年 7月20日			

歴 代 教 育 委 員 長

氏 名	教育委員長就任期間		在職年数	備 考
	就任年月日	退任年月日		
廣 本 喜 亮	平成17年 5月 1日	平成28年 7月19日	11年2月	
向 井 孝	平成28年 7月20日	平成30年 7月19日	2年	

歴 代 教 育 長

氏 名	教育長就任期間		在職年数	備 考
	就任年月日	退任年月日		
愛 須 恒 藏	平成17年 5月 1日	平成18年 7月19日	1年2月	
中 村 久仁生	平成18年 7月20日	平成30年 7月19日	12年	
佐 武 正 章	平成30年 7月20日	令和 6年 7月19日	6年	
野 田 泰 輔	令和 6年 7月20日			

3. 令和7年度田辺市教育行政基本方針

- 【1】郷土にゆかりのある偉人を広く社会に顕彰し、その功績を後世に伝えるとともに、先人の功績や郷土の歴史・伝統を学び、触れたり体験したりする機会の提供に努める。
- 【2】古い歴史と美しい海・山・川の豊かなめぐみに感謝し、世界遺産をはじめとする文化財や恵まれた自然を保護・活用するとともに、伝統文化の保存・継承と、新しい文化の創造並びに学術・芸術の奨励・振興を図り、文化のかおるまちづくりに努める。
- 【3】「田辺市人権尊重のまちづくり条例」及び「人を大切にする教育」の基本方針に基づき、人権尊重の視点に立った取組を進めるとともに、市民の誰もが、いつでも、どこでも自らの意志と選択によって学ぶことのできる生涯学習を通して、「人と地域が輝き、未来へつながるまち田辺」の実現に努める。
- 【4】「地域とともにある学校づくり」、「学校を核とした地域づくり」を目指し、学社融合推進協議会を中心に、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進するとともに、青少年の健全育成と家庭及び地域の教育力向上、更には防災力の強化をはじめとした地域課題の解決や地域の活性化に努める。
- 【5】市民の誰もが気軽にスポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送ることができるよう、安心・安全にスポーツ活動ができる環境の整備・充実を図り、生涯を通じてスポーツを楽しめる社会の実現に努める。
- 【6】学習指導要領に基づき主体的、対話的で深い学びを追求し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体とたくましい体力」のバランスのとれた園児・児童・生徒の育成を目指すとともに、不登校やいじめのない、安心して学べる園・学校づくりに努める。
- 【7】学校施設の安全と望ましい教育環境を確保するため、バリアフリー化をはじめとした施設等の改修を計画的に進めるとともに、「GIGAスクール構想」を踏まえ、より教育的な効果を高めるための環境整備を推進する。
- 【8】衛生的で安全な学校給食を実施し、園児・児童・生徒の健康づくりに対する意識を向上させるとともに、家庭等と連携した食育を通して、望ましい食習慣の定着に努める。
- 【9】教育委員会組織の活性化及び透明化を図るとともに、総合教育会議などを通して、市長と教育委員会の連携をより一層強化し、教育行政の更なる充実・発展に努める。

4. 「人を大切にする教育」の基本方針

基本方針

日本国憲法に保障された基本的人権がまもられ、田辺市民憲章に示されている明るく平和なまちづくりをめざして、わたしたち市民と行政、公的機関、各種の組織・団体等は互いに協力し、生活の中にある人権にかかわるすべての問題の解決にとりくみ、学習を深めます。

【目標】

部落問題の解決にむけてとりくんできたことをふまえ、わたしたちの人権認識を深めて、しあわせに生きることのできる社会をつくります。

1. 家庭や地域、職場、団体など、わたしたちの日ごろの生活で人権が大切にされる社会をつくります。
2. 障害のある人や高齢者、女性、そのほか社会的に弱い立場におかれてきた人たちが、予断や偏見で不当な扱いを受けない社会をつくります。
3. すべての子どもが健全に育つことのできる社会をつくります。

【方策】

健康で豊かな生活をめざして、わたしたち一人ひとりが、生涯にわたって学習することを大切にし、その活動の中で人権が大切にされる社会をつくります。

1. 就学前教育

乳幼児期は、人間としての基礎を育てる段階とおさえ、乳幼児一人ひとりが成長に見合った生活習慣を身につけ、豊かな心と社会性のめばえる育児・保育環境をととのえます。

2. 学校教育

学校教育にあつては、人権を大切にした社会生活ができる基礎的な力を育てる段階とおさえ、一人ひとりの発達段階を十分考慮しながら、自立に向けた教育をすすめます。

そのため、特に次のことを大切にします。

- (1) 小学校教育では、基本的な生活習慣と基礎学力を身につけ、集団生活をとおして、人を大切にできること。
- (2) 中学校教育では、確かな学力と正しい判断力を身につけ、人権認識を深め、生き方を大切にできること。
- (3) 義務教育終了後の教育の場では、義務教育で培った力をさらに充実し、社会を大切にできること。

3. 社会教育

社会教育では、日常活動の中で自己を高める学習をすすめ、おたがいの連携を強くし、しあわせに生きることのできる社会をつくります。

そのため、特に次のことを大切にします。

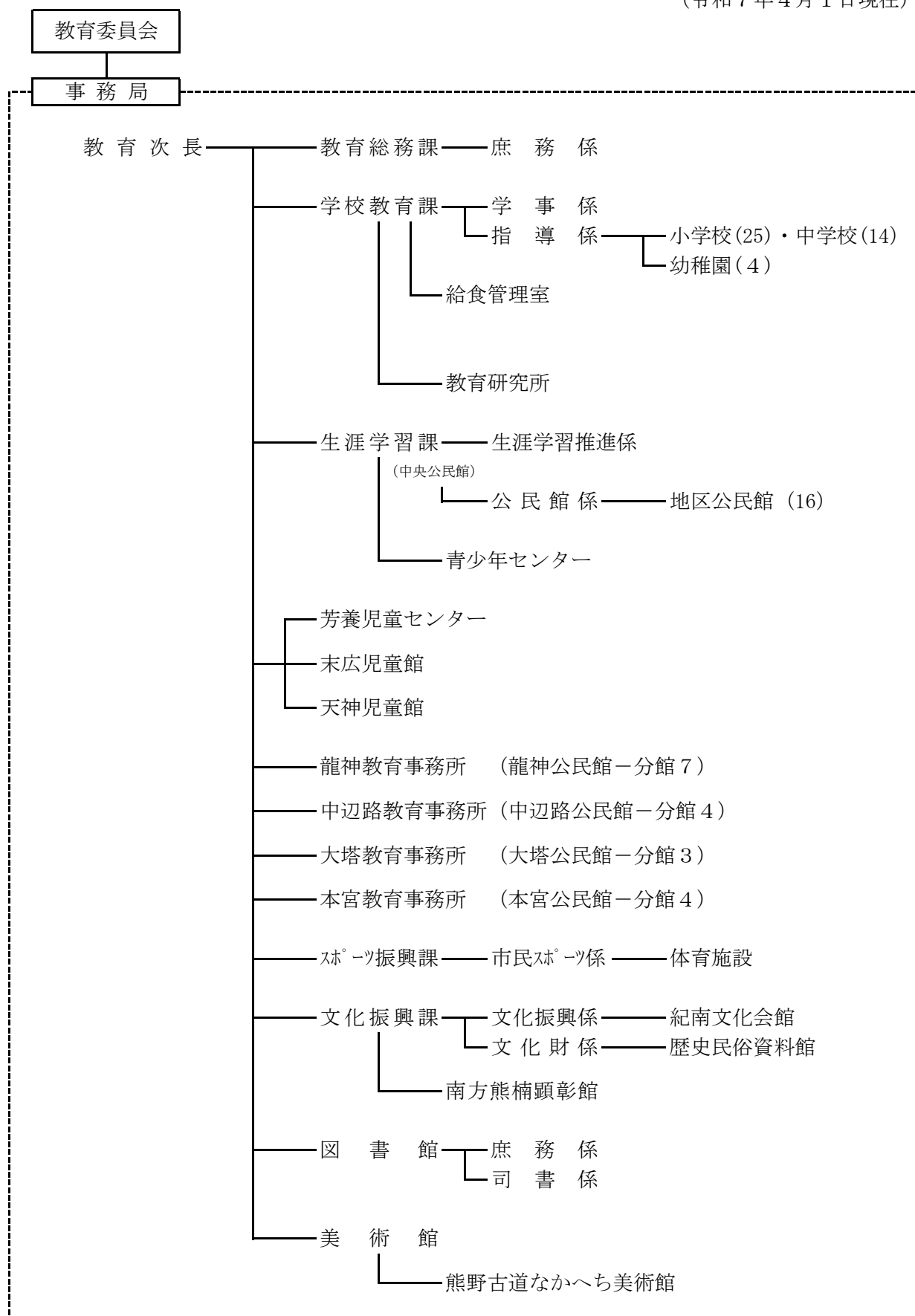
- (1) 一人ひとりが家庭や地域、職場、団体などで、人権の学習をはじめ、豊かな人間や地域社会をつくるための活動にすすんで参加すること。
- (2) 人権や生活にかかわる問題の解決にとりくむ学習の場を大切にし、市民全体の課題として解決していくこと。

4. 行政

行政は、人権や生活にかかわる問題の解決にとりくむ市民の活動を積極的に支援し、その条件整備の充実につとめます。

5. 教育委員会機構図

(令和7年4月1日現在)



6. 令和7年度教育費予算

4,255,693千円

(単位：千円，%)

